## 砺波市告示第48号

騒音規制法に基づく騒音について規制する地域の指定等について

騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域として次の1の地域を指定し、同法第4条第1項の規定により同地域の特定工場等において発生する騒音の規制基準を次の2のとおり定め、特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準(昭和43年/厚生省/建設省告示第1号)別表第1号の規定による区域を次の3のとおり指定し、平成24年4年1日から施行する。

なお、関係詳細図面は、砺波市役所において一般の縦覧に供する。

平成24年3月30日

砺波市長 上 田 信 雅

## 1 騒音について規制する地域

砺波市の区域のうち、平成24年4月1日において都市計画法(昭和43年法律第100号)第2章の規定による都市計画に定められている同法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種住居地域、第1種住居地域、第2種住居地域、第2種住居地域、進口居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域(当該工業専用地域の境界線から当該工業専用地域内へ50メートルの範囲内の区域に限る。)ただし、同法第8条第1項第7号に掲げる風致地区を除く。

2 特定工場等において発生する騒音の規制基準

区域の区分	左記の区分に対応する規制基準 (単位デシベル)		
	昼間(午前8時から	朝夕(午前6時から	夜間(午後 10 時か
	午後7時まで)	午前8時まで及び午	ら翌日午前6時ま
		後 7 時から午後 10	で)
		時まで)	
第1種区域	4 5	4 0	4 0
第2種区域	5 5	4 5	4 0
第3種区域	6 5	6 0	5 0
第4種区域	7 0	6 5	6 3

(1) 第 1 種区域又は第 2 種区域に接する第 4 種区域の当該接する境界線から当該第 4 種区域内へ 50 メートルの範囲内における基準は、上の表の第

- 4 種区域の基準にかかわらず、昼間にあつては 65 デシベル、朝夕にあつては 60 デシベル、夜間にあつては 55 デシベルとする。
- (2) 第2種区域、第3種区域及び第4種区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する関書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれぞれの基準(第2種区域の夜間の基準を除く。)から5デシベルを減じた値とする。
- 備考 第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域とは、前項の地域のうち次に掲げる区域をいう。
  - (1) 第1種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居 専用地域、第2種低層住居専用地域
  - (2) 第2種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
  - (3) 第3種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、 商業地域及び準工業地域
  - (4) 第4種区域 都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域及び工業専用地域(当該工業専用地域の境界線から当該工業専用地域内へ50 メートルの範囲内の区域に限る。)
  - 3 特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準別表第 1 号による指定区域
    - (1) 前項の第1種区域、第2種区域及び第3種区域
    - (2) 前項の第4種区域のうち、当該区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条第1項に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域